

「令和4年度県予算編成及び施策に関する要望」に対する回答

令和4年4月20日理事会報告

〈総務部〉

1 地方交付税等の一般財源総額確保について

新型コロナウイルス感染症の克服、人口減少・少子高齢化への対応、地方創生の更なる推進に向け、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に推進していくには、継続的に安定した自主財源の確保が必要なため、「まち・ひと・しごと創生事業費」や「地域社会再生事業費」を拡充・継続するなど、地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保することについて、引き続き国への働きかけを要望いたします。

また、地方交付税の安定的確保のため、地方交付税率の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと及び過去に大幅に縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっているため、全額復元に取り組むことも併せて国への働きかけを要望いたします。

回 答	<p>地方交付税の充実強化については、地方六団体から国に要望してきたところであるが、群馬県でも独自の取組として「国の施策等に関する提案・要望」において、地方交付税の法定率の引き上げや、地方の財政需要的確な積み上げにより一般財源総額を確保すること等を国に要望しました。</p> <p>これらの成果として、令和4年度地方財政計画においては、一般財源総額は前年度の水準を上回る63.9兆円が確保されたほか、引き続き「まち・ひと・しごと創生事業費」は1兆円、「地域社会再生事業費」は4,200億円が確保されました。</p> <p>今後も、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額が確保されるよう、様々な機会を捉えて、国への働きかけを行ってまいります。</p>
--------	---

〈総務部〉

2 地方税の税収確保対策に係る群馬県税務職員の市町村派遣制度等の継続について

これまで、県における地方税収確保対策の一つとして実施している、税務に精通した県職員を町村へ派遣（併任）することでの県と市町村間の連携した取組は、徴収実績の向上に多大な効果を発揮し、さらに、地方税対策会議及び地方税徴収対策推進会議等の活動を通じて、県との交流はもとより市町村間でも担当職員の相互交流が図られ、県と市町村間及び市町村同士の連携強化による協働作業が、着実に地方税全般の収入増に繋がっています。

新型コロナウイルス禍により、調定額の減少や徴収猶予などによる収入未済額の増加など厳しい状況が想定されますが、引き続き、町村として健全な財政運営を継続し、地方分権、地方創生を推進していくためには、確実な自主財源の確保が必要であり、そのためにも、適正公平な賦課徴収に基づいた厳密な債権管理に努めるとともに、目標達成に向けた進行管理の徹底、中核職員の意識・技術向上、広域的な取り組みによる連携をより強固にすることなど、税収確保体制を従前にも増して強化し、整備していく必要があります。

つきましては、町村としても、さらに税務担当職員の資質向上や税収確保体制整備に尽力していきますので、県と市町村及び市町村相互が連携した税収確保体制の強化を図り、地方税収の継続的な増加に繋がるよう、県におきましても令和4年度以降も人員削減することなく、専

任組織による県税職員の市町村派遣、合同滞納整理、合同公売や実務研修制度の実施、また、相互に課題を検討及び解決する体制の強化等により、県と市町村が連携した税収確保体制の充実強化を図ることを引き続き要望いたします。

回 答	<p>県としましても、貴重な自主財源である地方税収の確保は必要不可欠であり、これに向けた債権管理の徹底や税収確保体制の強化は地方税共通の課題であると考えています。</p> <p>これまでも、専任組織による県税務職員の市町村派遣を通じ、合同での滞納整理や高額困難案件の事例検討、不動産合同公売などの徴収対策を実施してまいりました。</p> <p>また、地方税対策会議や地方税徴収対策推進会議の場において、共通する賦課徴収の課題について管理職等による意見交換や検討・協議を行っているほか、実務研修制度や階層別の職員研修等を活用し、次代を担う係長や中核職員の育成も図ってまいりました。</p> <p>令和3年度については、新型コロナウイルス禍であっても、感染症対策を講じながら、できる取組を検討・実施し、これまでと同等の事業効果が得られるよう努めてきたところです。</p> <p>令和4年度においても、市町村派遣制度等を充実・継続させて、地方税収の確保に繋げるとともに、町村会税務専門委員会や都市税務協議会との連携を深め、市町村と県及び市町村相互がさらなる良好な関係を構築することで、連携した税収確保体制の充実強化を図ってまいりたいと考えています。</p>
--------	---

< 総務部 >

3 群馬避難総合対策チームの早期構築について

近年、地球温暖化の影響で豪雨災害が頻発し、その被害は深刻さを増しています。

各自治体では個人広域避難を強力に推進し、地域内の新たな緊急避難場所の整備等にも努めておりますが、近年の自然災害の発生状況に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により避難時の感染症拡大防止対策がこれまで以上に求められており、地域外の公的な広域避難場所の確保・拡充も急務となっております。

災害が発生又は発生するおそれがある段階において、自治体間同士での避難調整は困難であることから、群馬県避難ビジョンにおける新たな枠組み「群馬避難総合対策チーム」の早期構築を要望いたします。

回 答	<p>令和3年3月に策定した「群馬県避難ビジョン」では、柱の一つとして「自然災害にオール群馬で立ち向かう」ことを掲げ、県民、市町村、県、民間事業者等が機動的、効果的に連携する枠組みとして、「群馬避難総合対策チーム」を設置し、本ビジョンを具体化することとしています。</p> <p>群馬避難総合対策チームについては、令和3年9月に発足させ、第1回全体会議を10月に開催しました。会議ではビジョン実現のための広域避難を含むロードマップや重点事業、KPI（重要業績指標）を決定しました。さらに、各分野の重点事業の検討や課題解決を図るため、市町村や県関係課、関係団体等で構成する専門チームを設置したところです。</p> <p>今後は、この群馬避難総合対策チームにおいて、具体的な対策を検討しながら、着</p>
--------	--

実にビジョンを実現してまいります。

＜ 総務部 ＞

4 県事業の変更に伴う市町村への配慮について

近年、市町村事業に影響を及ぼす県事業の見直しに関しては、県の当初予算確定後に市町村へ事業内容変更の連絡があり、市町村の対応が遅れてしまうことが見受けられます。

事業利用者への影響を最小限にとどめるためにも、県事業の見直し等を行うようであれば、計画的に行うことや市町村との情報共有を図るなど、市町村における政策決定や予算措置等の期間についても配慮した措置を講じられますよう要望いたします。

回	事業の見直し等を行う際には、県民や市町村への影響を十分に配慮し、事業のあり方について検討します。
答	見直し案などについては、市町村の予算編成や議会日程などを確認の上、適切な時期に情報共有できるように努めます。

＜ 生活こども部 ＞

5 配偶者暴力相談支援センターへの財政支援及び県女性相談所における一時保護施設での外国人対応の充実について

相談員が被害者の心の拠りどころとなって日々、支援を行っている配偶者暴力相談支援センターでは、身近な相談窓口、緊急時における安全確保、地域における継続的な自立支援を担っており、今後、県内町村でも同センターの設置が進むことが予測されますが、現在、相談員が行う業務に要する費用については、都道府県、指定都市、中核市及び市には補助金の制度（児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金）がありますが、町村は対象になっておりませんので、町村においても、国費補助又は県費補助等の支援策が講じられるよう引き続き要望いたします。

また、国際化の進展に伴い、DV被害者の国籍も多岐にわたっていることから、県女性相談所の一時保護施設へ措置するケースもありますが、言語問題や生活習慣の違いにより保護施設での生活も苦慮する点が多いので、外国籍被害者にも配慮した施設運営の整備も併せて引き続き要望いたします。

回	市町村配偶者暴力相談支援センターの業務に要する費用に関しては、地方交付税における特別の財政需要として、特別交付税の算定基準に盛り込まれており、市町村が相談員を設置する場合、特別交付税で措置されます。
答	しかし、御指摘のとおり、厚生労働省の所管する補助金の制度に関しては、都道府県、指定都市、中核市及び市が婦人相談員を設置する場合、交付対象となりますが、町村が設置する場合、現状では交付対象になっておりません。 今後、町村部においても、支援センターの設置を推進する必要があることから、あらゆる機会を通じて、国に要望して参ります。 また、支援センターの運営に重要である、DV被害者支援に携わる相談員や担当職員に対する研修などの人材育成及び被害者支援に係る地域連携の構築については、女性相談所や生活こども課が中心となり、引き続き支援して参ります。 また、外国籍の方からの、県女性相談センターへの相談については、件数は少ない

ものの、過去3年間に、女性相談所が一時保護した方の国籍は、7カ国にわたり、使用する言語も様々です。

外国籍被害者への配慮としては、第一には言語問題の解決ですが、ぐんま外国人総合相談ワンストップセンターに通訳を依頼し、DV被害の状況について詳しく聞き取り、必要に応じて保護の対応をしています。女性相談所で保護をしている間も、生活習慣や宗教、食事にもできるだけ配慮をした施設運営を心がけています。

県としては、他県での対応事例等も研究しながら、外国籍被害者への支援に適切に対応できるよう、今後も努めて参ります。

<参考>

(1) H30、R 1、2年度の外国人からの相談件数（女性相談所）

	外国人からの相談件数（割合）	全相談件数
H30	77件（2.09%）	3,681件
R 1	32件（0.87%）	3,693件
R 2	71件（1.92%）	3,706件

< 生活こども部 >

6 消費生活センター運営経費に係る財政支援について

消費生活センターでは、地域の消費生活に関する相談を受け付け、消費者被害の未然防止及び消費者トラブルの早期解決を目指していますが、近年の社会経済情勢の変化に伴い、相談内容が多様化・複雑化し、消費生活センターの果たす役割はますます大きくなっています。

しかしながら、国の財政措置により消費者行政推進補助金として享受していた財政支援は活用期間が限られており、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい財政運営の中、更なる負担が増大しております。

幼児期から高齢期までの幅広い年代における消費生活に関する知識の提供、様々な場における消費者教育の推進及び相談員の資質向上を図るため、消費生活センター運営経費に係る恒久的な国費又は県費補助金等の早急な財政支援を引き続き要望いたします。

回
答

平成21年度の消費者庁設置以降、地方消費者行政活性化基金及び地方消費者行政推進交付金の活用により、消費生活センター相談窓口の整備や消費者被害防止のための啓発・消費者教育の推進等、消費者行政の充実・強化を図って参りました。現在、これらの事業については、地方消費者行政推進交付金を引き継いだ地方消費者行政強化交付金の推進事業として活用しているところです。

この交付金については、活用期間が限定されていることなどから、県としては、平成29年度以降継続して「消費者行政の充実・強化について」において、国に財源確保を要望しております。

引き続き、地方自治体における消費者行政の維持・継続が図られるよう、長期的な支援と必要な財源確保を強く求めて参ります。

また、消費生活相談の質の向上を図る取組や幅広い年代における消費者教育の推進を図るため、市町村との連携した取組を行って参ります。

〈 健康福祉部 〉

7 救急医療・周産期医療・小児救急医療等の体制整備等について

超高齢化社会を迎え、住民のみならず医療関係者も高齢化し、後継者不足から廃業する開業医も見られるようになってきており、町村の住民は医療受診にも苦慮しているのが現状です。

少子化対策、人口流出対策及び子育て支援の観点からも、安心して出産・子育てのできる環境づくりのためには、少なくとも二次保健医療圏内での救急医療体制、周産期医療体制及び小児救急医療体制の地域的、体系的な整備をさらに推進する必要があります。

医師の地域偏在解消策及び人材確保策並びに産後ケアに取り組む医療機関の確保策に係る県の支援及び十分な財政支援策を講じるよう国への働きかけを引き続き要望いたします。

回 答	<p>周産期医療・小児救急医療については、医療資源の状況や医療技術の進展などを踏まえ、関係者との協議や検討を進めた上で、二次保健医療圏を超えた「二．五次保健医療圏」を設定し、より広域かつ柔軟に対応しています。</p> <p>医師の地域偏在解消策や人材確保策については、群馬大学医学部に設置している「地域医療枠」において、平成30年度以降の入学から、「臨床研修修了後に県知事が指定する医師不足地域の医療機関や特に不足する診療科に一定期間勤務すること」を貸与修学資金の返還免除要件に追加したほか、「医学生修学資金」（5、6年時の2年間貸与し、県内の特定病院に3年間従事することで返還を免除）についても、令和2年度より、対象者を「県内出身の県外大学医学生」から、「県外大学医学生及び県外出身の群大医学生」に拡大するとともに、特に医師が少ない区域の病院で臨床研修を希望した場合は貸与額を増額しています。</p> <p>また、救急科、産婦人科、小児科等の特に医師が不足する診療科で従事する意欲のある研修医に対しては、「医師確保修学研修資金」（4年間を限度に貸与し、貸与期間の1.5倍の期間、県内の特定病院で当該診療科に従事することで返還を免除）を貸与するなどし、その診療科選択を後押ししています。特に、産婦人科については、令和2年度から貸与額を増額し、確保対策を強化しているところです。</p> <p>今後も、関係者間の連携を強化し、安全・安心な医療提供体制の構築を推進するとともに国に対して十分な財政支援を講じるよう働きかけて参ります。</p>
--------	--

〈 健康福祉部 〉

8 群馬県在宅すこやか生活支援事業費補助金の継続について

高齢者のみの世帯や認知症高齢者の数は年々増加傾向にあり、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援がますます必要となってきました。

高齢者が住み慣れた地域において、できる限り自宅で安心した生活を継続するためには、高齢者やその家族を支える重層的なサービスの提供が重要となりますが、令和3年度から群馬県在宅すこやか生活支援事業費補助金交付要綱が改正され、在宅要援護者総合支援事業の総合推進事業及び特別支援事業の要援護高齢者対策事業（介護慰労金支給事業を除く。）が廃止されました。

高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を継続し、在宅高齢者の福祉の増進を図るため、県においては、今後も継続的な財政措置を講じられますよう要望いたします。

回 答	<p>この事業は、介護保険制度などの公的制度を補完するため、従前から実施していた事業を再編整理し、平成12年度に創設したのですが、事業創設後、介護保険制度等で実施可能になった事業もあることなどから、令和3年度より、市町村との役割分担等も踏まえ、介護保険制度への移行が可能な事業等を廃止しました。</p> <p>なお、特に市町村から継続の要望が強い「介護慰労金支給事業」については、令和4年度も継続して実施する予定です。</p>
--------	---

< 健康福祉部 >

9 知的障害児（者）総合福祉推進事業県費補助金の継続について

県の定める知的障害児（者）総合福祉推進事業実施要綱に基づき実施している日中一時支援事業（サービスステーション事業）等は、全国一律で実施している障害者総合支援法や児童福祉法に基づく法定サービスの隙間を埋める機能を果たしていることから、変わらぬ事業の継続を要望いたします。

回 答	<p>この事業は、国による障害福祉サービス（以下「法定サービス」という。）がまだ十分でなかった時代に、緊急時における一時預かり場所を確保する観点から、平成12年度に県単独補助事業として事業化したものです。事業創設後、法定サービスの整備が進んだことなどから、令和3年度末を以て県費補助を廃止する方針としておりましたが、継続を求める利用者等の声などを踏まえ、今般、その方針を改め、今後、制度全体の在り方等を含め、関係者等と検討していくこととしたところです。</p> <p>県としては、持続可能な制度となるよう、引き続き関係者等と検討を進めてまいりたいと考えています。</p>
--------	---

< 健康福祉部 >

10 外国人未払医療費対策事業の見直しについて

群馬県は国に先がけて、公的保険や公的扶助の適用を受けていない仮放免等の外国人が支払えなかった医療費の一部を補てんする当該事業を平成5年から実施しておりましたが、令和3年度から救急患者に限った事業に変更されました。

救急患者に限った事業に変更されたことで、救急車の要請が必要になるまで受診を控える場合や救急以外の受診拒否に繋がる場合が想定される事態となっています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、仮放免の外国人や解雇等により経済的余裕のない外国人が増加傾向にあり、受診抑制による新型コロナウイルスの感染拡大も懸念されることから、外国人への医療が適切に確保されることを目的とした当該事業の見直しを要望いたします。

回 答	<p>本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより負担が増す医療機関を支援する観点から、当面の間の措置として本年度より実施しているもので、支援対象については、重篤な患者の搬送事例も多く、医療費が未収となった場合に経営上大きな影響が懸念される救急医療機関としています。</p> <p>なお、外国人への医療の提供については、現在、各医療機関において、国が示すマニュアル等に基づき適切に対応いただいているものと思っておりますが、仮放免の外国人や解雇等により生活に困窮する外国人への人道的観点からの支援については、一</p>
--------	---

義的には在留資格の適正な管理と合わせ国が対応することが必要であり、機会を捉えて国に要望等行っていききたいと考えています。
--

＜ 環境森林部 ＞

11 都市ガス等を利用した災害時停電回避対策事業における要件緩和について

災害時における住民の不安を増長する停電を防ぐことが不可欠となっていることから、都市ガス等を利用したマイクログリッドを形成させ、コージェネレーションを構築していくことを計画している町村もあります。

コージェネレーションが構築されることで、大手企業誘致にも有利となり、地域経済への効果も期待できます。

しかしながら、現状の群馬県環境評価条例施行規則では、一定規模以上のコージェネレーション施設は同条例の対象事業に該当してしまい、身近に迫る災害に大きな課題を残すこととなってしまいますので、災害時停電回避対策事業推進のため、近隣の栃木県や茨城県と同様の要件緩和を要望いたします。

回 答	<p>大規模な開発事業を行う前に、その事業の実施が環境にどのような影響を及ぼすかについて調査、予測、評価を行い、環境保全のための措置を検討して、環境と開発の調和を図るため、環境影響評価制度を運用している。</p> <p>また、県では2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」の宣言2で、温室効果ガス排出量「ゼロ」の実現を目指している。</p> <p>そのため、本年3月、「2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例」の制定と併せて、群馬県環境影響評価条例施行規則を改正した。</p> <p>今回の規則改正では、化石燃料を使用する自家発電施設からの排出ガスを、環境影響評価の要否の基準となる工場・事業場全体の排出ガス量に算入することとした。一方、再生可能エネルギーによる自家発電施設からの排出ガスは、従来どおり算入しないこととした。</p> <p>化石燃料を使用するコージェネレーションシステムの設置についても、同規則の規模要件に該当する場合は環境影響評価を実施する必要がある。このため、所要の期間等を見込んで計画していただきたい。</p> <p>環境と経済を両立させ持続可能な社会をつくるため、環境影響評価制度への御理解をお願いしたい。</p>
--------	--

＜ 環境森林部 ＞

12 ヤマビル駆除対策について

近年、野生鳥獣の増加に伴い、ヤマビルの生息地が山林はもとより畑や人家付近に拡大しており、住民からの相談とともに行政として対処するよう要望が寄せられています。

県内には登山者から人気のある山々も多く存在しますが、ヤマビルの活動が活発化する時期は、登山シーズンと重なるため、登山客数の減少が地域経済へ少なからず影響を及ぼすことも考えられます。

このため、県民や県外からの登山・観光客が安心して生活や登山・観光ができるよう、駆除対策に対する県費補助の創設や支援を引き続き要望いたします。

また、ヤマビル対策リーフレットやヤマビル対策動画などを活用し、県民全体で取り組むべき対策として周知するよう併せて引き続き要望いたします。

回 答	<p>ヤマビル被害は、住民や農林業従事者、登山者や観光客など広範に及ぶものであると理解しており、県ではかねてより、周知啓発を行うなどして対策を進めてきたところである。</p> <p>平成30年度には、林業試験場で作成した「これで安心ヤマビル対策」リーフレットを配布し、県ホームページにも掲載したほか、令和2年度にはヤマビル対策の解説動画を作成し、県公式 YouTube チャンネル tsulunos で公開した。特に、解説動画については、令和4年2月末時点で延べ4万回近くの再生回数を記録しており、県民等に対する周知啓発に効果を上げているものと認識している。</p> <p>被害対策には、関係者がヤマビルの特性を正しく理解して対策を進めることが重要と考えていることから、県では、引き続き、ヤマビル対策に関する情報を発信していきたい。</p>
--------	--

< 農政部 >

13 農業用廃資材処理費用の削減に向けた取組みについて

農業用廃資材（廃ポリ・廃ビニール）の処理については、処理費用が高騰化していることから市町村及び農業従事者の負担額が増大しています。

事業者責任として処理することは当然ではありますが、プラスチックごみを減量する観点からも、リサイクルの推進や代替素材への転換促進が図られるよう、県が率先して農業関係団体と連携のうえ、農業従事者に向け、排出重量抑制による処理費の削減例等の具体的な例を示すなど積極的な周知が図られるよう要望いたします。

回 答	<p>農業分野においても、プラスチックごみを減量することは重要であり、生分解性マルチフィルムの利用推進は、廃プラスチック排出量削減に有効な手段であると考えている。</p> <p>こうしたことから、生分解性マルチフィルムの利用については、これまで以上に本県に合致できる知見を蓄えるとともに、リサイクルの推進や代替素材への転換促進を図るため、農業関係団体と連携し、農業者に向けて、排出段階における泥落としや乾燥の徹底などの排出重量抑制による処理費の削減例や、地域・品目を考慮した生分解性マルチフィルムの導入推進に向けた導入事例紹介などの普及啓発に取り組んで参りたい。</p>
--------	---

< 農政部 >

14 蚕糸業継承対策事業実施要領の基準年の廃止について

養蚕・製糸業の持続的発展の推進については、農業協同組合を中心に養蚕農家の支援に努めていますが、近年高齢化が進み、離農者の増加や収繭量が下がっているのが実情です。

県においても、蚕糸業継承対策事業により養蚕農家の支援をいただいているところではありますが、現行の基準年は平成26年度であり、既に7年以上経過し、その間、養蚕農家を取り巻く現状も変化していることや現在の養蚕農家の継承と維持の重要性も鑑み、基準年の廃止を講じられますよう要望いたします。

回	<p>本事業は、令和2年度に要件の見直しを行い、達成基準を農協単位から生産者ごとに変更して、補助金を交付しており、意欲ある生産者のモチベーション維持と、交付対象者の増加につながっていると考えています。</p>
答	<p>基準年の廃止については、今後の蚕糸業を取り巻く情勢を見ながら、養蚕農家の生産意欲につながるよう検討して参ります。</p>

< 農政部 >

15 県から事業実施主体への補助金直接交付について

近年の農業協同組合の再編による広域化に伴い、生産者団体等が県の補助事業実施主体となった場合、農業協同組合本店所在の市町村が補助事業の窓口となることがあり、他の市町村に在る事業実施主体のための事務を行う場合もあります。

また、補助金を上乘せしている市町村もあるが、上乘せしていない市町村の場合、県から交付された補助金を補助事業実施主体へそのまま交付する流れとなっており、事業実施主体への迅速な対応、円滑な交付等を考慮すると市町村を窓口とする利点は非常に少ないと思われますので、このような事業は、市町村が事業窓口となることなく、県から直接交付されますよう要望いたします。

回 答	<p>※具体的な事業（産地パワーアップ事業、畜産クラスター事業）について、回答いたします。</p> <p>産地生産基盤パワーアップ事業は、農業者等の取組主体が取組主体計画を作成し、各市町村農業再生協議会が、地域の抱える課題の整理や十分な分析・検証を行い、効果的な事業となることに留意しながら、取組主体計画をまとめた産地パワーアップ計画を作成することとなっています。そのため、群馬県事業実施方針において、「県・市町村その他の関係機関が連携し、推進・指導にあたるものとする。」としております。補助金の上乗せなども可能であり、取組主体への補助金の交付も市町村にお願いしているところです。各産地の課題解決や更なる生産発展に向け、引き続き本事業への御協力をお願いします。</p> <p>なお、産地生産基盤パワーアップ事業においては、「農業協同組合本店所在の市町村が補助事業の窓口となる」とは規定されていないため、事業内容に応じて関係者で御相談ください。</p> <p>畜産クラスター事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別事業）は、国の定める要領において、事業内容は市町村計画等に基づく規模拡大を行うこと、事業手続きは原則として市町村長を経由し、市町村長等が指導を行うこととされています。</p> <p>これは、畜産クラスター事業が、最終的には個人利用の施設への補助となることや、更には地域の農畜産振興に関わる取組であることから、行政による関わり・サポート・監視体制が必要であるためと考えます。</p> <p>また、補助事業を活用して整備した施設により環境問題が発生した際、地域住民からの苦情は市町村が受けることとなります。市町村が苦情を受けうる可能性がある事業活用希望者へは、市町村による指導が必要であり、当該希望者が事業活用可能な者か否かの判断においても、地域事情を把握している市町村の考え・意見が必要となります。</p>
--------	--

	<p>なお、本県の畜産クラスター事業においては、補助事業窓口となる市町村は、それぞれの個別事例に応じて関係者協議の上で、決定することとしています。</p> <p>以上のことから、市町村における補助金予算の確保、事業実施における市町村の関わりが必要と考えておりますので、今後とも御指導・御協力をお願い致します。</p>
--	--

＜ 県土整備部 ＞

16 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の予算確保について

平成22年度に創設された社会資本整備総合交付金は基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備事業やソフト事業を総合的・一体的に実施することにより、自由度が高く、自治体の創意工夫を生かせる総合的な交付金として、また平成24年度に創設された防災・安全交付金は地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策及び事前防災・減災対策並びに地域における総合的な生活空間の安全確保を集中的に支援する交付金として大きな成果を上げてきたところです。

引き続き、事業計画の目標を達成するため、必要な予算が確保されるよう国への働きかけを要望いたします。

<p>回 答</p>	<p>1 事業計画の目標達成に向け、計画的に事業を執行するためには、国の「社会資本整備総合交付金」及び「防災・安全交付金」による予算の確保が重要であることは承知している。</p> <p>2 このため、国土交通省道路局所管事業等に関しては、毎年、財務省、国土交通省、及び本県選出国會議員に対して、必要な交付金予算の確保のための要望活動を実施しているところである。</p> <p>交付金予算の確保について、引き続き、関係町村と協調し、国への働きかけを行って参りたい。</p>
----------------	---

＜ 県土整備部 ＞

17 強靱な道路ネットワークの構築について

県が推進する強靱な道路ネットワークの構築は、地域経済における多大な効果と県土発展にも寄与することから、引き続き、強靱な道路ネットワークの構築を推進されますよう要望いたします。

特に、東毛広域幹線道路については、平成28年度に高崎駅東口から館林インターチェンジまでの区間が4車線化され、物流の効率化や企業誘致の促進など地域経済の活性化が期待されていますが、館林インターチェンジから板倉ゴルフ場入口までの最終区間については、平成13年度に暫定2車線で開通後20年が経過しており、この最終区間の4車線化は、企業誘致や宅地分譲の促進等による東毛地域をはじめ県内の経済発展に果たす役割が非常に大きいことから、早急に整備されますよう要望いたします。

また、吾妻地域の活性化に大きく寄与する上信自動車道については、嬭恋バイパス以西の整備区間早期指定と上信自動車道の早期完成を国へ働きかけていただくよう引き続き要望いたします。

<p>回</p>	<p>1 ぐんま・県土整備プラン2020に基づき、「災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築」や「物流の効率化と観光振興を支える道路ネットワークの構築</p>
----------	--

答	<p>」など、各政策の方向性に沿って、「上信自動車道」や「西毛広域幹線道路」などの幹線道路の整備を推進して参りたい。</p> <p>2 「板倉バイパス」は、東側、西側ともに、計画していた道路が開通しているが、現状では、渋滞や事故多発など、交通上の大きな課題は生じていないと認識している。</p> <p>4車線化事業については、地元の方々から沿道の土地利用方針などが示され、交通需要の増加が見込まれる時点で、必要性を検討して参りたい。</p> <p>3 調査区間である「嬭恋バイパス」については、事業中区間の進捗状況を見ながら、調査・計画の熟度をあげ、整備区間指定に向けて検討して参りたい。</p> <p>また、「嬭恋バイパス」の先の県境部区間については、長野県と連携し、国の権限代行による整備に向けて、検討を進めて参りたい。</p> <p>事業中の5区間のうち、県事業として事業中である「吾妻東バイパス」、「吾妻東バイパス2期」、「吾妻西バイパス」、「長野原嬭恋バイパス」の4区間は、「ぐんま・県土整備プラン2020」に基づき、計画的に事業を推進するとともに、国直轄事業として事業中の「渋川西バイパス」は、早期完成が図られるよう国に働きかけて参りたい。</p>
---	--

＜ 県土整備部 ＞

18 道路の適正な維持管理について

県管理道路において、中央分離帯、植栽帯、縁石まわりの低木や雑草の繁茂により、市町村道との交差点部等において、運転者からの視界が不良となっている状況や歩行者や自転車の通行に支障をきたしている状況が見られます。

道路利用者の交通安全確保及び道路周辺地域の環境整備のためにも、県管理道路の適正な維持管理を引き続き要望いたします。

回 答	<p>1 県管理道路の除草は、雑草が繁茂する夏場に合わせて集中的に実施している。特に通学路等の優先度が高い箇所については、現地状況を確認の上、年2回除草を実施している。</p> <p>また、街路樹の管理については、平成30年度に策定した「街路樹ガイドライン」に基づいて行うこととしており、高木の剪定については樹種により1～5年に1回、中木については1～2年に1回、寄植えや低木については年1回剪定することを基本とし、繁茂状況を確認しながら実施している。</p> <p>また、老朽化や巨木化などにより問題が発生している街路樹や設置目的が失われている街路樹は、植え替えや撤去なども実施しているところである。</p> <p>令和2年度からは、交差点周辺の中央分離帯について、視界不良となっている箇所の植樹の伐採、防草対策に着手をしたところであり、今後もパトロール等において、現地状況を調査した上で対策を進めて参りたい。</p>
--------	--

＜ 県土整備部 ＞

19 県管理道路・河川での野生動物の死骸処理について

イノシシ、シカ等の野生動物が非常に増えているため、野生動物の自然死も当然増え、その

処理に係る業務量が年々増大している状況ですので、県が管理する道路及び河川でのイノシシ、シカ等の野生動物の県職員による速やかな死骸処理又は県から町村への死骸処理の管理委託を要望いたします。

回 答	<p>1 動物の死骸は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一般廃棄物とされており、町村がその区域内の動物の死骸を処分することになっている。</p> <p>また、「動物の愛護及び管理に関する法律」第36条において知事が行う業務は、「群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」別表第一、二の二(二十六)により、市町村へ移管されている。</p> <p>2 一方で、道路管理者及び河川管理者には、管理する国県道の安全な運行や河川を適正に管理する義務がある。</p> <p>したがって、一律にどちらかが対応すべきということではなく、道路、河川という公共空間を清潔に保つという観点から、市町村、道路管理者及び河川管理者が連携して、臨機応変に対応するもので、「死骸処理の管理委託」については、なじまないと考えている。</p>
--------	--

＜ 県土整備部 ＞

20 河川の氾濫・越水対策及び河川の適正な維持管理等について

近年、全国的に大型台風の上陸やゲリラ豪雨の影響により、河川の氾濫や越水が頻繁に発生していますが、地域住民の安全・安心な住環境の確保に向け、河川の堆積土除去、堤防の整備、排水ポンプの設置等、対策事業の一層の充実を図るよう要望いたします。

また、氾濫・越水の危険性を減らすためにも、河川内の自生雑木の除去等、適正な維持管理を行うよう併せて要望いたします。

回 答	<p>1 河川の堆積土除去と堤防嵩上げの実施については、「ぐんま・県土整備プラン2020」に位置づけて対策を進めており、堆積土除去については、背後に人口や資産が集積している区間で、河川断面を著しく阻害している箇所等から優先的に実施している。</p> <p>また、令和元年東日本台風で被害のあった7河川の堤防嵩上げについては、R4年度の完成を目指して事業を進めている。</p> <p>内水氾濫等による浸水被害に対しては、機動的に対応できるポンプ車をR2年度までに5台導入したところである。</p> <p>2 河川内伐木については、流下阻害等の河川管理上支障となる箇所や鳥獣害対策地域で伐採を実施しており、引き続き、河川の適切な維持管理に努めて参りたい。</p>
--------	---

＜ 県土整備部 ＞

21 急傾斜地崩壊危険区域における土砂流出被害対策について

昨今の激甚化する降雨により急傾斜地崩壊対策事業で施工した流末排水路を伝い、背後斜面から大量の土砂が流出し、住宅地に流れ込むといった被害が多々発生しています。

既に事業が完了した急傾斜地崩壊対策事業による対策工事の実施は困難と思われませんが、別途、土砂流出を防止する対策を講じるよう要望いたします。

回 答	<p>1 急傾斜崩壊危険区域に関わらず、土砂の流出等の事象が発生した箇所においては、土砂流出防止対策の事業採択要件（重要施設の有無、人家戸数等）が整うことで、土石流対策を講じる事となる。</p> <p>土砂流出の発生原因はそれぞれの箇所で異なることから、土砂流出が発生した際は、所管する機関の確認や事業化の可能性も含め、まずは近傍の土木事務所へ相談して頂きたい。</p>
--------	---

< 県土整備部 >

22 浄化槽エコ補助金制度の継続について

汚水処理人口普及率ステップアッププランに基づき、平成23年度に「浄化槽エコ補助金」制度が創設され、その後の継続実施の効果により、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換がより一層促進されております。

住民負担額を軽減する「浄化槽エコ補助金」を継続していただくことにより、県内市町村において合併処理浄化槽への転換が促進され、全国的に低い県の汚水処理人口普及率の向上と更なる公共用水域の水質保全が図られることが期待できますので、令和5年度までの重点補助にとどまらず、当該補助制度の長期継続を要望いたします。

回 答	<p>1 本県は、令和元年度に国（環境省）が宅内配管への補助制度を創設したことを受けて、より転換効果の高い宅内配管への補助としても「浄化槽エコ補助金」が運用できるよう補助金交付要綱を改正したところである。</p> <p>そこで、県の汚水処理人口普及率向上を図るため、引き続き令和4年度も転換補助金を継続して参りたい。</p> <p>2 要望されている「浄化槽エコ補助金」については、過去の実績が毎年の予算額に達していないため、現予算を有効に活用していただけるようお願いしたい。その上で、令和3年度の実施状況を踏まえ、令和4年度も個人設置型に限り、継続して参りたい。</p> <p>また、「浄化槽エコ補助金」の長期継続については、令和5年度までの重点補助とし、市町村の利用状況や県の役割を検証しながら検討して参りたい。</p>
--------	--

< 県土整備部 >

23 浄化槽整備事業の見直し等について

浄化槽整備事業において、平成27年度から「新設設置」に対する県費補助制度が廃止となりましたが、地域の特性から新設設置の割合が高い町村も見受けられます。

汚水処理事業を推進していくうえで、県費補助制度が無くなることは、町村及び設置申請者にとって大きな負担増となります。

汚水処理人口普及率を上げたことが財政的なマイナス要因になりかねない状況となり、新設設置申請者に対する説明に苦慮し、住民からも疑問の声が寄せられています。

加えて、新設設置に対する補助が、県外からの移住や定住の促進など、人口減少対策の一助になることも期待できますので、浄化槽整備事業における「新設設置」に対する県費補助制度の復活を引き続き要望いたします。

また、浄化槽の耐用年数は、一般的に躯体で30年以上、機器整備類で7年～15年と言わ

れており、事業開始からの経過年数を考慮すると、今後の改築更新費用が大きな課題となり、財政的に大きな負担となることが予想されますので、今後さらに進んでいく浄化槽の老朽化に備え、必要な予算措置を講じるよう国への働きかけを要望するとともに、県としても新たな補助等の対策を検討されるよう引き続き要望いたします。

回 答	<p>1 平成13年の浄化槽法改正により、新しく設置する浄化槽は合併処理浄化槽でなければならないことが法律で定められている。</p> <p>本県では、汚水処理人口普及率の向上が喫緊の課題であり、これに効果のある「単独処理浄化槽」や「汲み取り槽」から「合併処理浄化槽」への転換が重要であると考えている。</p> <p>しかし、合併処理浄化槽への転換は、個人の負担が大きいことから、補助制度を設けている。</p> <p>2 「新設設置」については、基準額の1/2～1/3の国庫補助が受けられることから、県費補助の復活は現状で難しいと考えている。</p> <p>改築更新費用の補助制度については、関係市町村と協議しながら国へ働きかけた結果、令和3年度に市町村設置型に係る国庫補助制度が創設されたことから、活用方法等について関係市町村と情報共有を図って参りたい。</p>
--------	---

＜ 県土整備部 ＞

24 流域下水道市町村維持管理負担に係る財源確保支援について

流域下水道維持管理負担覚書の改正に伴い、受益者負担を原則とする維持管理費の負担に関し、流域下水道構成市町村の財政負担が大きく増すことを懸念しています。

流域構成市町村においては、人口減少等社会情勢の変化により使用料収入の減少が見込まれ、厳しい運営が続いておりますので、負担増に係る財源として、地方財政対策措置としての特別交付税等による財源確保策の国への働きかけや今後の円滑な下水道事業運営に繋がる覚書の改正を要望いたします。

回 答	<p>1 近年、少子高齢化や人口減少が急速に進むなど、社会状況が大きく変化しており、今後、県及び市町村ともに厳しい行財政運営が予想される中、県では、下水道利用者に対して将来にわたり安定的に下水道事業を運営する責任を果たしていくため、独立採算の原則に基づき業務改善していくことが不可欠であると考えている。</p> <p>2 当該費用は、供用開始から年数が経過し、普及も進んできたことから、「受益者負担の原則」に基づき、使用者負担に改める協議を重ね、令和3年度までに全ての処理区で覚書を改正させていただいたところである。</p> <p>3 流域下水道事業については、維持管理業務の合理化及び効率化を推進し、維持管理費用の縮減を図るとともに、財政措置の充実については、国への働きかけを含め、実施方法等関係機関との調整に努めて参りたい。</p> <p>また、維持管理負担金の見直しに伴う覚書改正では、資本費及び人件費の一部を覚書改正後も県が負担しており、今後も構成市町村との円滑な事業運営に取り組んで参りたい。</p>
--------	---

＜ 県土整備部 ＞

25 県内単一下水道事業の運営について

下水道事業の経営環境は、全国的に厳しさを増しており、効率的な事業運営が求められている中、国は、総務省・農林水産省・国土交通省・環境省の連名で令和4年度までの「広域化・共同化計画」策定を都道府県に要請し、県においては、市町村と連携し汚水処理事業の広域化・共同化計画を策定する予定と伺っております。

このような状況の中で、県から「県央・西毛・吾妻・北毛・東毛」の5ブロックに区分して検討を進める方針が示されましたが、広域化のスケールメリットを最大限に発揮するためには、県内の全下水道事業を統合し、県が主体となって運営すべきと考えます。

県内単一下水道となった場合、将来に向けて受益者負担の増加を抑制でき、さらに、県では複数の流域下水道事業を運営しており、構成団体からの負担金の在り方や人事配置、経理手法などの事業運営ノウハウも蓄積されていることから、県内全下水道事業の統合の検討が必要と考えます。

流域下水道の運営においては、長期的な視点で広域的で安定した経営を図る必要があり、流域下水道の運営統合により、そのスケールメリットを生かした経費の削減効果も期待できると考えます。

道府県内単一下水道事業は、他に例を見ませんが、水源県としての重責を担う意味からも、近い将来に実現していただきたい施策として引き続き要望いたします。

回 答	<p>1 下水道経営の持続可能性を確保するため、平成30年1月に4省連名通知(総務、農水、国交、環境)が発出され、令和4年度までに都道府県主導による「広域化・共同化計画」の策定と県構想への位置付けが示されている。</p> <p>2 本県では、「汚水処理促進協議会」を活用し、県央、西毛、吾妻、北毛、東毛の5ブロック毎に各市町村と課題や対応方法を検討している。</p> <p>広域化では、市町村管理の農業集落排水等にある処理場を廃止して下水道に接続することで、汚水処理経費の負担軽減を図ることを目指している。</p> <p>共同化では、市町村や施設毎に実施している委託等の共同発注や復旧支援協定の共同締結等、限られた人員や予算で効率的な取組を目指している。</p> <p>3 県内単一下水道事業の構想も、広域化・共同化の一つだが、法令上の可否を含め、県と市町村の役割分担を明確にしながら、今後の検討課題としたい。</p>
--------	---

< 教育委員会 >

26 G I G Aスクール構想の実現について

GIGAスクール構想に基づく取組は、教育活動に大きく影響を与えるものであるとともに、感染症の発生等による学校の臨時休業という緊急時においても学びを保障する環境の早期実現を図るうえでも大変重要なものと強く認識しておりますので、本構想の早期実現に向け、各町村が円滑かつ確実に事務を進められるよう次のとおり要望いたします。

- (1) 学習支援ソフトウェア利用料補助事業の継続及び群馬県推奨ソフトウェア利用料補助分除算の廃止
- (2) ICT環境整備費用助成制度の創設
- (3) 教育DX推進コーディネーター及び教育DX推進スタッフの増員

回 答	<p>(1) 学習支援ソフトウェアを利用するために必要な経費の補助については、導入時の特別な補助であったことから今年度で終了となる。一方で、安価で効果的なソフトウェアを導入できるよう支援したり、指導資料等の中で学習支援ソフトウェアの様々な機能の活用例を示したりするなど、引き続き、適切かつ効果的に活用できるよう、市町村教育委員会と連携しながら、継続して支援していきたい。</p> <p>(2) GIGA スクール構想に基づいた ICT 教育の推進については、ICT 機器を効果的に活用した学びを実現できるよう、財政的支援について、国に対して引き続き要望していきたい。</p> <p>(3) 教育 DX 推進コーディネーターについては、令和 4 年度も、引き続き各教育事務所に配置を行う。指導主事との連携、協力により、県全体で地域差のない ICT を活用した教育の実現を図る。</p> <p>教育 DX 推進スタッフについては、端末の初期設定の補助や児童生徒への学習支援を行うために配置したことで、ICT の活用が推進された。令和 4 年度については、教育 DX 推進スタッフに代わり、オンライン学習サポーターを配置し、児童生徒の個々の課題に応じた多様な学習活動を同時に展開したり、感染症や不登校でやむを得ず学校に登校できない児童生徒へのオンラインを活用した学習支援をしたりするなど、ICT をより積極的に活用して学習指導を行う教員を支援する。</p> <p>県教育委員会としては、配置校が地域のリーダーとなり、ICT を活用した群馬ならではの新しい学びが実現できるよう、市町村教育委員会と連携して学校における ICT 活用の一層の充実を図る。</p>
--------	---

＜ 教育委員会 ＞

27 公立学校施設整備事業について

公立学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、台風や地震等の災害時の避難場所としても重要な役割を果たしており、その安全性の確保の観点からも、「新しい生活様式」も踏まえた教育環境整備工事や耐震化・老朽化対策工事について、国の交付金に加え県費補助金の上乗せを講じられますよう要望いたします。

また、実際の工事に要する経費と国の補助基準単価に乖離があるため、実態に見合う補助基準単価の引上げを国に働きかけいただきますよう併せて要望いたします。

回 答	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助事業に該当しない、教育環境整備工事等については、学校設置者による負担の原則となっており、また、学校施設の維持修繕工事に係る経費については、普通交付税による財政支援措置が講じられていることから、県による補助制度の創設は困難である。 ・ 実際の工事に要する経費と国の補助基準単価の乖離については、全国施設整備期成会、全国都道府県教育長協議会、全国施設主管課長協議会等を通じて国に働きかけていくとともに、文部科学省との意見交換の場など機会を捉えて要望を行ってきたい。
--------	---

＜ 教育委員会 ＞

28 外国籍児童生徒に対する支援について

小中学校に在籍する外国籍児童生徒は、人数も割合も増加傾向にあります。日本語指導が必要な児童生徒に対しては、学校や社会に適応して学び、将来への希望が持てるよう行政が支援する必要があります。

しかしながら、市町村においては、通訳や日本語指導の対応等に苦慮しているため、外国籍児童生徒の学習・生活への支援の充実に向け、県による継続的な人的配置支援や財政支援の更なる充実を引き続き要望いたします。

回 答	<ul style="list-style-type: none">・ 集住地域等においては、今年度、文部科学省の「帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」を活用し、母語ができる日本語指導助手の配置等について支援している。令和4年度も、本事業に申請し、継続して支援することとしている。・ これまでは外国人児童生徒がほとんどいなかった散在地域において、令和2年度より、散在地域の外国人児童生徒が在籍する学校を中心に日本語指導や担当教員に指導のアドバイス等を行う、巡回型の日本語指導教員を配置している。令和4年度も、継続して配置し、一層の指導の充実を図ることとしている。・ さらに、散在地域の外国人児童生徒の一人一人の学力保証のために、国の助成制度を活用し、教員OBなど指導経験のある人材を、「外国人児童生徒学習サポーター」として県で雇用し、学習の支援体制の構築を目指しており、外国人児童生徒の急な転出入に対応できるよう、市町村をまたいで県が派遣する体制をとっている。令和4年度も、継続して取り組むこととしている。・ 日本語で思うようにコミュニケーションを取ることができない外国人児童生徒やその保護者に対しては、母国語での電話相談等、教育面や心理面での支援を実施しており、令和4年度も、継続して、取り組むこととしている。・ 日本語指導が必要な児童生徒へ、地域差ない指導・支援を充実させるために、ポータルサイト「ハーモニー」の周知及び活用を推進している。継続した日本語指導や在籍学級での学習支援参考資料といった教材コンテンツや、多言語進路ガイダンス動画といった包括的支援コンテンツを掲載し、令和4年度も、継続してコンテンツの充実及び拡充することとしている。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 日本語指導特配定数 日本語指導を必要とする児童生徒の多い学校において、校内に日本語教室を開設し、日本語指導及び適応指導等を行うために配置している。 <p>○R3年度 配置実績 (R3.5.1 現在)</p> <p>日本語指導特配定数・・・48校 81人</p> <p>「日本語指導教室」を設置・開設する学校が、当該市町村教育委員会や各教育事務所と相談のうえ、日本語指導特配要望書を作成・提出している。</p>
--------	--

< 教育委員会 >

29 学校支援員や特別支援教育支援員の配置について

現在、町村単独で配置している学校支援員や特別支援教育支援員について、教育現場から増員要望の声が強く上がっているため、県費での配置を要望いたします。

<p>回</p> <p>答</p>	<p>《学校支援員》</p> <p>町村で配置している学校支援員の役割は、児童生徒の学習や学校生活の支援と捉えている。県としては、国の加配を活用し、学習指導や生徒指導、進路指導において、特別な配慮が必要である児童生徒が学校生活を円滑に営むための指導を行えるよう、児童生徒支援等特配教員を学校の実情に応じて配置している。</p> <p>なお、これまでは、児童生徒支援等特配教員を中学校のみに配置していたが、令和3年度より小学校にも配置を拡大したところである。</p> <p>学校支援員の県費での配置は、県の財政上、難しい状況ではあるが、児童生徒支援等特配教員については、今後も引き続き、国に対して必要数を要望するとともに、学校の実情に応じて適切な配置に努めていきたい。</p> <p>【参考】</p> <p>令和3年度児童生徒支援等特配教員配置数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 24人（24校に配置） ・中学校 116人（98校に配置） <p>計 140人（122校に配置）</p> <p>《特別支援教育支援員》</p> <p>通常の学級に在籍する発達障害等の児童生徒の学習上のサポートや健康・安全の確保、食事や教室移動等日常生活上の介助等を行う「特別支援教育支援員」の配置については、令和3年度、国は都道府県・市町村に対し6万6千人分の特別支援教育支援員の配置に係る人件費相当分を必要経費として交付税措置している。こうした国の制度を十分活用していただきたい。</p>
-------------------	--

＜ 教育委員会 ＞

30 臨時的任用職員及び会計年度任用職員の配置について

臨時的任用職員も担任を持ったり、校務分掌を担当したり、正規職員と変わらない職責を果たしていますが、配置決定にあたっては、正規職員決定後の年度末近くに必要に応じ配置され、学校運営に支障をきたすことも見受けられますので、早期の配置決定を要望いたします。併せて、会計年度任用職員についても、早期の配置決定を要望いたします。

また、これら職員が1年限りで退職してしまうと児童生徒も不安であり、職員本人の責任感も薄れる恐れがありますので、1年以上継続勤務できるよう併せて要望いたします。

<p>回</p> <p>答</p>	<p>臨時的任用教員は児童生徒数の変動により、急に学級が立ち上がり配置される性格があるため、どうしても年度末近くの任用になってしまう場合があり、併せて、任期についても同様の理由で退職又は配置換えを行わざるを得ない状況があることを御理解いただきたい。</p> <p>なお、育休者の代替について、これまでは1年を超えての任用はできなかったが、令和4年度からは任期付職員制度を導入し、承認された育児休業期間の範囲内であれば1年を超えての任用を可能にするなどの改善を図った。</p>
-------------------	---

＜ 教育委員会 ＞

31 計画的な教職員定数改善について

1 学級 30 人以下の学級編成基準の実現や日本語指導が必要な外国籍児童・生徒の支援を図るため、計画的な教職員定数改善を要望いたします。

回 答	<p>国においては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が令和 3 年 4 月 1 日から施行され、小学校 2 年生から小学校 6 年生までを段階的に 35 人以下学級編制にすることとしている。</p> <p>本県では、国に先駆けて令和 3 年度より「ニューノーマル GUNMA CLASS PJ」として県単独予算と国加配を活用して、小中学校全学年の 35 人以下学級編制を実施しているところである。</p> <p>まずは、国に対して「中学校の全学年を 35 人以下学級にすること」「将来的に小・中学校の 30 人以下学級を実現できるよう検討すること」の 2 点を要請し、小中全学年における 30 人以下学級の実現に努めてまいりたい。</p> <p>また、日本語指導が必要な外国籍児童・生徒支援のために、今後も、児童・生徒の実情に応じて適切に配置していくとともに、国に対して必要数を要望してまいりたい。</p> <p>【参考】</p> <p>令和 3 年度 日本語指導特配教員配置数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 62 人 (33 校) ・中学校 19 人 (15 校) <p style="text-align: center;">計 81 人 (48 校)</p>
--------	---

< 教育委員会 >

32 教師用指導書の県費補助制度の創設について

現在、市町村単独費で購入している教師用指導書の購入については、財政規模の小さな小規模町村にとっては、多額の指導書購入費は財政負担が大きいと、財政力に応じた県費補助制度を創設していただきたく要望いたします。

回 答	<p>教科書会社発行の教師用指導書については、基本的には各市町村教育委員会で購入していただくものである。現在、県教育委員会では、授業づくりの参考とするため「はばたく群馬の指導プランⅡ」を作成し、全ての公立小中学校の教員に配布している。また、1 人 1 台端末の本格的な活用に向けて、「はばたく群馬の指導プランⅡ ICT 活用 Version」も作成し、web に掲載している。今後も教師の指導力向上や授業づくりの補助となるよう、これらの指導資料の活用の普及・啓発をして参りたい。</p>
--------	---

< 教育委員会 >

33 学校給食の円滑な継続運営のための事業者支援について

新型コロナウイルスの感染拡大による学校休業によって、学校給食関係事業者の収入は大きく減少し、学校給食関係事業者の中には、赤字経営が続き、事業運営に大きな支障が生じている事業者や、学校給食関係事業からの撤退を表明する事業者もあり、今後も同様な事例が頻発するような情勢がすぐそこまで来ているものと思われま。

つきましては、学校給食事業の安定的運営を図るためにも、市町村とも連携した県独自の学

校給食関係事業者支援策を創設・実施されるよう引き続き要望いたします。

回 答	<ul style="list-style-type: none">・ 県教育委員会では、給食の安定的な継続に向けて、市町村教育委員会及び学校給食事業者（県学校給食会、県パン協同組合、県製麺工業協同組合、県学校牛乳協会等）と連携して課題の解決等に取り組んでいくため、市町村教育委員会及び学校給食事業者を構成員とした「学校給食の在り方についての検討会議」を令和2年度に立ち上げた。・ 県及び多くの市町村教育委員会では、この検討会議の設置に先立ち、国の「学校臨時休業対策費補助金」を活用して、学校給食関係事業者に対し、令和2年3月分の給食のキャンセルに伴う損失補償を行った。 さらに、検討会議での議論を踏まえ、国の「新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金」を活用して、令和2年4月分の売上の減少についても支援を実施したところである。・ また、検討会議では、「今後の臨時休校や学級閉鎖等の不測の事態に備え、こうした突発的な給食休止に伴う補償を給食事業者との契約書に新たに盛り込むべき」、との意見も出たことから、県教育委員会では、こうした条項を盛り込んだ契約書のひな形を作成して、県立学校及び市町村教育委員会に契約書の見直しを呼びかけた。・ 令和4年に入り、オミクロン株感染が蔓延し、休校や学級閉鎖が相次いで発生しているとともに、物価の上昇に伴い学校給食の食材も値上がりし、給食事業者の経営を圧迫していることから、県教育委員会としては、改めて検討会議等において、市町村教育委員会や給食事業者といった関係者を交えて、学校給食関係事業者に対する支援策等について協議していきたいと考えている。
--------	--

群馬県からの回答の総括（要約版）

※ 回答の「要約」は、本会事務局が作成したもの ※

I 要望実現のために国へ働きかけするなどの具体的対応をする（した）事項【19項目】

＜総務部＞

1 地方交付税等の一般財源総額確保について

要約	地方交付税の充実強化については、県でも独自の取組として、地方交付税の法定率の引き上げや、地方の財政需要の的確な積み上げにより一般財源総額を確保すること等を国に要望した。 今後も、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額が確保されるよう、様々な機会を捉えて国への働きかけを行っていく。
----	--

＜総務部＞

2 地方税の税收確保対策に係る群馬県税務職員の市町村派遣制度等の継続について

要約	これまでも、専任組織による県税務職員の市町村派遣を通じた徴収対策の実施並びに地方税対策会議や地方税徴収対策推進会議における意見交換、検討・協議及び職員研修等を活用した職員の育成を図ってきた。 令和4年度においても、市町村派遣制度等を充実・継続させて、地方税收の確保に繋げるとともに、連携した税收確保体制の充実強化を図っていく。
----	--

＜総務部＞

3 群馬避難総合対策チームの早期構築について

要約	群馬避難総合対策チームを令和3年9月に発足させた。10月に開催した全体会議では、広域避難を含むロードマップや重点事業、KPI（重要業績指標）を決定するとともに、各分野の重点事業の検討や課題解決を図るため、市町村や県関係課、関係団体等で構成する専門チームを設置した。 今後は、群馬避難総合対策チームにおいて、具体的な対策を検討しながら、着実にビジョンを実現していく。
----	---

＜生活こども部＞

5 配偶者暴力相談支援センターへの財政支援及び県女性相談所における一時保護施設での外国人対応の充実について

要約	今後、町村部においても、支援センターの設置を推進する必要があることから、あらゆる機会を通じて、国に要望していく。 人材育成及び被害者支援に係る地域連携の構築については、女性相談所や生活こども課が中心となり、引き続き支援していく。 外国籍被害者に配慮をした施設運営については、他県での対応事例等も研究しながら、適切に対応できるよう、今後も努めていく。
----	--

＜生活こども部＞

6 消費生活センター運営経費に係る財政支援について

要約	交付金については、平成29年度以降継続して国に財源確保を要望しており、引き続き、長期的な支援と必要な財源確保を強く求めている。
----	---

	また、消費生活相談の質の向上を図る取組や幅広い年代における消費者教育の推進を図るため、市町村との連携した取組を行っていく。
--	---

＜健康福祉部＞

7 救急医療・周産期医療・小児救急医療等の体制整備等について

要約	<p>医師の地域偏在解消策や人材確保策については、群馬大学医学部の「地域医療枠」において貸与修学資金の返還免除要件の追加、対象者の拡大や貸与額の増額を行うなど確保対策を強化している。</p> <p>今後も、関係者間の連携を強化し、安全・安心な医療提供体制の構築を推進するとともに国に対して十分な財政支援を講じるよう働きかけていく。</p>
----	---

＜健康福祉部＞

9 知的障害児（者）総合福祉推進事業県費補助金の継続について

要約	<p>令和3年度末の県費補助金を廃止する方針を改め、今後、制度全体の在り方等を含めて関係者等と検討し、持続可能な制度となるよう進めていきたい。</p>
----	---

＜健康福祉部＞

10 外国人未払医療費対策事業の見直しについて

要約	<p>外国人の医療の提供については、一義的には在留資格の適正な管理と合わせ国が対応することが必要であり、機会を捉えて国に要望等行っていきたい。</p>
----	---

＜農政部＞

13 農業用廃資材処理費用の削減に向けた取組みについて

要約	<p>農業分野における生分解性マルチフィルムの利用推進は、廃プラスチック排出量削減に有効な手段であると考えている。</p> <p>生分解性マルチフィルムの利用について、本県に合致できる知見を蓄えるとともに、リサイクルの推進や代替素材への転換促進を図るため、農業関係団体と連携し、農業者に向けた普及啓発に取り組んでいきたい。</p>
----	---

＜農政部＞

14 蚕糸業継承対策事業実施要領の基準年の廃止について

要約	<p>本事業は、令和2年度に要件の見直しを行い、達成基準の変更により、意欲ある生産者のモチベーション維持と交付対象者の増加につながっているものと考えている。</p> <p>基準年の廃止については、今後の蚕糸業を取り巻く情勢を見ながら、養蚕農家の生産意欲につながるよう検討していく。</p>
----	--

＜県土整備部＞

16 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の予算確保について

要約	<p>毎年、財務省、国土交通省及び本県選出国會議員に対して、必要な交付金予算の確保のための要望活動を実施している。</p> <p>今後も引き続き、交付金予算の確保について関係町村と協調し、国への働きかけを行っていく。</p>
----	--

＜県土整備部＞

17 強靱な道路ネットワークの構築について

要約	<p>ぐんま・県土整備プラン2020に基づき、各政策の方向性に沿った幹線道路の整備を推進していく。</p>
----	---

	<p>「板倉バイパス」は、現状では、渋滞や事故多発など交通上の大きな課題は生じていないと認識している。4車線化事業については、地元から沿道の土地利用方針などが示され、交通需要の増加が見込まれる時点で、必要性を検討していきたい。</p> <p>「嬭恋バイパス」は、事業中区間の進捗状況を踏まえ、調査・計画の熟度をあげ、整備区間指定に向けて検討していくとともに、県境部区間については、長野県と連携し、国の権限代行による整備に向けて検討を進めていきたい。県事業として事業中である「吾妻東バイパス」、「吾妻東バイパス2期」、「吾妻西バイパス」、「長野原嬭恋バイパス」の4区間は計画的に事業を推進するとともに、国直轄事業として事業中の「渋川西バイパス」は、早期完成が図られるよう国に働きかけていきたい。</p>
--	--

＜ 県土整備部 ＞

18 道路の適正な維持管理について

要約	今後もパトロール等において、現地状況を調査した上で対策を進めていく。
----	------------------------------------

＜ 県土整備部 ＞

20 河川の氾濫・越水対策及び河川の適正な維持管理等について

要約	<p>ぐんま・県土整備プラン2020に位置づけて対策を進めており、堆積土除去については、背後に人口や資産が集積している区間で、河川断面を著しく阻害している箇所等から優先的に実施している。令和元年東日本台風で被害のあった7河川の堤防嵩上げについては、R4年度の完成を目指して事業を進めている。内水氾濫等による浸水被害に対しては、機動的に対応できるポンプ車をR2年度までに5台導入した。</p> <p>河川内伐木については、流下阻害等の河川管理上支障となる箇所や鳥獣害対策地域で伐採を実施しており、引き続き、河川の適切な維持管理に努めていく。</p>
----	---

＜ 県土整備部 ＞

22 浄化槽エコ補助金制度の継続について

要約	<p>県の汚水処理人口普及率向上を図るため、引き続き令和4年度も転換補助金を継続する。</p> <p>「浄化槽エコ補助金」については、令和4年度も個人設置型に限り継続する。なお、同補助金の長期継続については、令和5年度までの重点補助とし、市町村の利用状況や県の役割を検証しながら検討していきたい。</p>
----	--

＜ 県土整備部 ＞

25 県内単一下水道事業の運営について

要約	<p>汚水処理促進協議会を活用し、県内5ブロック毎に各市町村と課題や対応方法を検討しており、広域化では市町村管理の処理場の廃止により汚水処理経費の負担軽減を図り、共同化では市町村や施設毎に実施している委託等の共同発注や復旧支援協定の共同締結等、限られた人員や予算で効率的な取組を目指している。</p> <p>県内単一下水道事業の構想は、広域化・共同化の一つだが、法令上の可否を含め、県と市町村の役割分担を明確にしながら、今後の検討課題としたい。</p>
----	--

＜ 教育委員会 ＞

26 GIGAスクール構想の実現について

要	(1) 学習支援ソフトウェアを利用するために必要な経費の補助については、令和3
---	---

約	<p>で終了となるが、引き続き、適切かつ効果的に活用できるよう、市町村教育委員会と連携しながら、継続して支援していきたい。</p> <p>(2) ICT 機器を効果的に活用した学びを実現できるよう、財政的支援について、国に対して引き続き要望していきたい。</p> <p>(3) 教育 DX 推進コーディネーターについては、令和 4 年度も、引き続き各教育事務所に配置を行い、指導主事との連携、協力により、県全体で地域差のない ICT を活用した教育の実現を図る。</p> <p>教育 DX 推進スタッフに代わり、令和 4 年度はオンライン学習サポーターを配置し、児童生徒の個々の課題に応じた多様な学習活動の同時展開、感染症や不登校でやむを得ず登校できない児童生徒に対するオンラインを活用した学習支援を行い、ICT をより積極的に活用して学習指導を行う教員を支援する。</p> <p>県教育委員会としては、配置校が地域のリーダーとなり、ICT を活用した群馬ならではの新しい学びが実現できるよう、市町村教育委員会と連携して学校における ICT 活用の一層の充実を図る。</p>
---	---

＜ 教育委員会 ＞

28 外国籍児童生徒に対する支援について

要約	<p>令和 4 年度も文部科学省の「帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」を活用し、母語ができる日本語指導助手の配置等について継続して支援する。</p> <p>外国人児童生徒がほとんどいない散在地域においては、令和 4 年度も継続して、巡回型の日本語指導教員を配置し一層の指導の充実を図る。さらに、外国人児童生徒の一人一人の学力保証のために「外国人児童生徒学習サポーター」を雇用して学習の支援体制の構築を目指すとともに、外国人児童生徒の急な転出入に対応できるよう市町村をまたいで県が派遣する体制をとる。</p> <p>日本語で思うようにコミュニケーションを取ることができない外国人児童生徒やその保護者に対しては、母国語での電話相談等、教育面や心理面での支援を実施しており、令和 4 年度も継続して取り組む。</p> <p>日本語指導が必要な児童生徒へ、地域差のない指導・支援を充実させるために、ポータルサイトの周知及び活用を推進するとともに、継続した日本語指導や教材コンテンツ、多言語進路ガイダンス動画等の包括的支援コンテンツを掲載し、令和 4 年度も、継続してコンテンツの充実及び拡充を行う。</p>
----	--

＜ 教育委員会 ＞

31 計画的な教職員定数改善について

要約	<p>本県では、国に先駆けて令和 3 年度より県単独予算と国加配を活用して、小中学校全学年の 35 人以下学級編制を実施しており、まずは、国に対して「中学校の全学年を 35 人以下学級にすること」、「将来的に小・中学校の 30 人以下学級を実現できるよう検討すること」の 2 点を要請し、小中全学年における 30 人以下学級の実現に努めていきたい。</p> <p>日本語指導が必要な外国籍児童・生徒支援のために、今後も、児童・生徒の実情に応じて適切に配置していくとともに、国に対して必要数を要望していく。</p>
----	--

II 現状維持または留保する（した）事項 [14項目]

＜ 総務部 ＞

4 県事業の変更に伴う市町村への配慮について

要約	事業の見直し等を行う際には、県民や市町村への影響を十分に配慮し、事業のあり方について検討するとともに、見直し案などについては、市町村の予算編成や議会日程などを確認の上、適切な時期に情報共有できるように努める。
----	--

＜ 健康福祉部 ＞

8 群馬県在宅すこやか生活支援事業費補助金の継続について

要約	令和3年度より、介護保険制度への移行が可能な事業等を廃止したが、特に市町村から継続の要望が強い「介護慰労金支給事業」については、令和4年度も継続して実施する。
----	---

＜ 環境森林部 ＞

11 都市ガス等を利用した災害時停電回避対策事業における要件緩和について

要約	県では2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」の宣言2で、温室効果ガス排出量「ゼロ」の実現を目指している。 化石燃料を使用するコージェネレーションシステムの設置について、群馬県環境影響評価条例施行規則の規模要件に該当する場合は環境影響評価を実施する必要があるため、所要の期間等を見込んで計画していただきたい。 環境と経済を両立させ持続可能な社会をつくるため、環境影響評価制度への御理解をお願いしたい。
----	---

＜ 環境森林部 ＞

12 ヤマビル駆除対策について

要約	県では、引き続き、ヤマビル対策に関する情報を発信していくが、駆除対策に対する県費補助の創設や支援は考えていない。
----	--

＜ 農政部 ＞

15 県から事業実施主体への補助金直接交付について

要約	※具体的な事業について回答する。 「産地生産基盤パワーアップ事業」については、補助金の上乗せなども可能であることから、取組主体への補助金の交付を市町村からとしている。補助事業の窓口について、事業内容に応じて関係者で相談いただきたい。引き続き、本事業への協力をお願いしたい。 「畜産クラスター事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別事業）」については、行政による関わり・サポート・監視体制が必要であるため、事業内容は市町村計画等に基づく規模拡大を行うこと、事業手続きは原則として市町村長を経由し、市町村長等が指導を行うこととされている。また、補助事業を活用して整備した施設により環境問題が発生した際、地域住民からの苦情は市町村が受けることとなり、このような可能性がある事業活用希望者へは、市町村による指導が必要であり、当該希望者が事業活用可能な者か否かの判断においても、地域事情を把握している市町村の考え・意見が必要となる。補助事業の窓口となる市町村は、それぞれの個別事例に応じて関係者協議の上で、決定することとしている。
----	--

	以上のことから、市町村における補助金予算の確保、事業実施における市町村の関わりが必要と考えるので、今後とも指導・協力をお願いしたい。
--	--

＜ 県土整備部 ＞

19 県管理道路・河川での野生動物の死骸処理について

要約	動物の死骸は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定並びに「動物の愛護及び管理に関する法律」で知事が行う業務に関する県条例による事務移管により、市町村がその区域内の動物の死骸を処分することになっている。一方で、道路管理者及び河川管理者には、管理する国県道の安全な運行や河川を適正に管理する義務があることから、一律にどちらかが対応すべきということではなく、道路、河川という公共空間を清潔に保つという観点から、市町村、道路管理者及び河川管理者が連携して、臨機応変に対応するもので、「死骸処理の管理委託」については、なじまないと考えている。
----	---

＜ 県土整備部 ＞

21 急傾斜地崩壊危険区域における土砂流出被害対策について

要約	土砂流出の発生原因はそれぞれの箇所異なることから、土砂流出が発生した際は、所管する機関の確認や事業化の可能性も含め、まずは近傍の土木事務所へ相談いただきたい。
----	---

＜ 県土整備部 ＞

23 浄化槽整備事業の見直し等について

要約	「新設設置」については、基準額の1/2～1/3の国庫補助が受けられることから、県費補助の復活は現状で難しい。 改築更新費用の補助制度については、関係市町村と協議しながら国へ働きかけた結果、令和3年度に市町村設置型に係る国庫補助制度が創設されたことから、活用方法等について関係市町村と情報共有を図っていきたい。
----	---

＜ 県土整備部 ＞

24 流域下水道市町村維持管理負担に係る財源確保支援について

要約	県では、下水道利用者に対して将来にわたり安定的に下水道事業を運営する責任を果たしていくため、独立採算の原則に基づき業務改善していくことが不可欠であると考えている。 流域下水道事業については、維持管理業務の合理化及び効率化を推進し、維持管理費用の縮減を図るとともに、財政措置の充実については、国への働きかけを含め、実施方法等関係機関との調整に努めていきたい。
----	---

＜ 教育委員会 ＞

27 公立学校施設整備事業について

要約	国庫補助事業に該当しない、教育環境整備工事等については、学校設置者による負担の原則となっており、また、学校施設の維持修繕工事に係る経費については、普通交付税による財政支援措置が講じられていることから、県による補助制度の創設は困難である。 実際の工事に要する経費と国の補助基準単価の乖離については、全国施設整備期成会、全国都道府県教育長協議会、全国施設主管課長協議会等を通じて国に働きかけて
----	---

	いくとともに、文部科学省との意見交換の場など機会を捉えて要望を行っていく。
--	---------------------------------------

＜教育委員会＞

29 学校支援員や特別支援教育支援員の配置について

要約	<p>学校支援員の県費での配置は、県の財政上、難しい状況ではあるが、児童生徒支援等特配教員については、今後も引き続き、国に対して必要数を要望するとともに、学校の実情に応じて適切な配置に努めていきたい。</p> <p>特別支援教育支援員の配置については、国は都道府県・市町村に対し、人件費相当分を必要経費として交付税措置しているため、十分活用していただきたい。</p>
----	---

＜教育委員会＞

30 臨時的任用職員及び会計年度任用職員の配置について

要約	<p>臨時的任用教員は児童生徒数の変動により、急に学級が立ち上がり配置される性格があるため、どうしても年度末近くの任用になってしまう場合があり、併せて、任期についても同様の理由で退職又は配置換えを行わざるを得ない状況があることを御理解いただきたい。</p> <p>育休者の代替について、令和4年度からは任期付職員制度を導入し、承認された育児休業期間の範囲内であれば1年を超えての任用を可能にするなどの改善を図った。</p>
----	---

＜教育委員会＞

32 教師用指導書の県費補助制度の創設について

要約	<p>基本的には各市町村教育委員会で購入していただくものである。</p> <p>県教育委員会では、授業づくりの参考とするため「はばたく群馬の指導プランⅡ」を作成し、全ての公立小中学校の教員に配布しているほか、1人1台端末の本格的な活用に向けて「はばたく群馬の指導プランⅡ ICT活用 Version」も作成し、webに掲載しており、今後も教師の指導力向上や授業づくりの補助となるよう、これらの指導資料の活用の普及・啓発をしていきたい。</p>
----	---

＜教育委員会＞

33 学校給食の円滑な継続運営のための事業者支援について

要約	<p>検討会議等において、市町村教育委員会や給食事業者といった関係者を交えて、学校給食関係事業者に対する支援策等について協議していきたい。</p>
----	---